

菊陽町中小企業近代化融資金利子補給

中小企業(個人事業者含む)の経営を支援するため、店舗等の新築・改装、設備・機械・車両の購入などに必要な融資の利子を補給します。



対象者	以下のすべてに該当すること ①本町に住所を有する者又は本町の区域内において事業所を3年以上有する者 ②同一事業を3年以上営んでいること ③常時使用する従業員の数が20人以下であること
対象設備融資	・店舗、工場等の新築、増築、改装 ・店舗、工場等の設備機械及び業務用車両の購入 ・個人または共同による店舗客専用駐車場及び公害防止施設など
利子補給の期間	融資決定後、返済が始まってから 36か月以内
利子補給金の額	毎年1月1日から12月31日まで(計算期間)に支払った 利子相当額の6割以内 ※延滞利子を除く
融資限度額	1,000万円 (1,000万円を超える場合は、1,000万円を上限として計算します)
融資利率の限度	3% (3%を超える場合は、3%を上限として計算します)
対象金融機関	・政府系金融機関(日本政策金融公庫など) ・肥後銀行 ・熊本銀行 ・熊本信用金庫 ・熊本第一信用金庫 ・熊本県信用組合

【お問合せ・申請先】

〒869-1192 菊池郡菊陽町久保田2800

菊陽町役場 商工振興課

E-mail: shoko@town.kikuyo.lg.jp ☎ 096-232-2165

(メール・郵送・窓口のいずれかで申請してください)

詳しくは町ホームページをご覧ください。
(申請書類はこちらからダウンロードできます。)

